

○日本住宅性能表示基準

平成13年8月14日国土交通省告示第1346号
最終改正 令和7年9月1日消費者庁・国土交通省告示第1号

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準を定める。

日本住宅性能表示基準

第1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法を定めるものとする。

第2 適用範囲

この基準は、法第2条第1項に規定する住宅について適用する。

第3 用語の定義

この告示における用語の定義は、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- 1 この基準において「構造躯体」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。
- 2 この基準において「構造躯体等」とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては構造躯体及びそれと一体としてつくられた鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分をいい、それら以外の建築物にあっては構造躯体をいう。
- 3 この基準において「評価対象住戸」とは、住宅性能評価の対象となる一戸建ての住宅又は共同住宅等のうち住宅性能評価の対象となる一の住戸をいう。
- 4 この基準において「他住戸等」とは、評価対象住戸以外の住戸その他の室(評価対象住戸と一緒にとなって使用される室を除く。)をいう。
- 5 この基準において「多雪区域」とは、建築基準法施行令第86条第2項に規定する多雪区域をいう。
- 6 この基準において「避難階」とは、建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階をいう。
- 7 この基準において「特定測定物質」とは、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。
- 8 この基準において「同一階等」とは、評価対象住戸が存する階及びその直下の階をいう。
- 9 この基準において「評価対象建築物」とは、評価対象住戸を含む建築物をいう。
- 10 この基準において「特定建材」とは、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の6—1(2)イ②に規定する特定建材をいう。
- 11 この基準において「内装」とは、建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する内

装をいう。

- 12 この基準において「天井裏等」とは、天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する住宅の部分をいう。

第4 表示すべき事項及び表示の方法

- 1 表示すべき事項は、別表(新築住宅にあっては別表1をいい、既存住宅(新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)にあっては別表2—1をいう。以下第4及び第5において同じ。)の(い)項に掲げるものとする。ただし、性能を表示しようとする住宅(以下「性能表示住宅」という。)が(ろ)項に掲げる適用範囲に該当しない場合においては、この限りでない。
- 2 表示の方法は、別表の(い)項に掲げる表示すべき事項に応じ、(は)項に掲げるものとする。ただし、評価方法基準に従った評価の対象となるものが当該性能表示住宅に存しない場合においては、その旨を表示することとする。
- 3 住宅の性能に関し、別表の(い)項に掲げる事項について、(は)項に掲げる方法により表示をする場合において、その説明を付するときは、(に)項に掲げる事項に応じ、(ほ)項に掲げる文字を用いて表示することとする。

第5 遵守事項

日本住宅性能表示基準に従って住宅の性能を表示している旨を表示する場合にあっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価の結果に基づかず表示する場合においては、その旨を明示すること。
- 2 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の別(性能表示住宅が新築住宅である場合に限る。)、新築住宅又は既存住宅の別(住宅性能評価が建設住宅性能評価である場合に限る。)及び住宅性能評価において従った評価方法基準を特定できる情報を明示すること。
- 3 住宅の性能に関し、別表の(い)項に掲げる事項以外の事項を併せて表示し、又は(い)項に掲げる事項について(は)項に掲げる方法以外の方法により併せて表示する場合においては、その旨を明示すること等により、当該表示が日本住宅性能表示基準に従つたものであるとの誤解を招くことがないようにすること。
- 4 表示する内容が評価方法基準に従つて評価を行つた結果であること、表示する内容が評価した時点におけるものに過ぎないこと等を明記することにより、表示する内容について誤解を招くことがないよう配慮すること。

別表1(新築住宅に係る表示すべき事項等)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
1 構 造 の 安 定 に 関	1—1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	一戸建ての住宅又は共同住宅等(1)	等級(1、2又は3)による。	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 等級 3	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしくさ 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震に

するこ と	—3において、免震建築物であるとされたものを除く。)			よる力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるものの1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度)
		等級2		極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるものの1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度)
		等級1		極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
1—2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	一戸建ての住宅又は共同住宅等(1—3において、免震建築物であるとされたものを除く。)	等級(1、2又は3)による。	耐震等級(構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
			等級3	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるものの1.5倍の力に対して損傷を生じない程度)
			等級2	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるものの1.25倍の力に対して損傷を生じない程度)
			等級1	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
1—3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	評価対象建築物が免震建築物であるか否かを明示する。	その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	評価対象建築物が免震建築物であるか否か
1—4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1又は2)による。	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
			等級2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるものの1.2倍の力に対して損傷を生じない程度)

			等級 1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
1—5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	多雪区域に存在する一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1又は2)による。	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事ををする程度の著しい損傷)の生じにくさ
			等級 2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
			等級 1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
1—6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	一戸建ての住宅又は共同住宅等	地盤の許容応力度(単位を kN/m^2 とし、整数未満の端数を切り捨てる。地盤改良を行った場合は、改良後の数値を記入する。)、杭の許容支持力(単位を $kN/本$ とし、整数未満の端数を切り捨てる。) 又は杭状改良地盤の改良後の許容支持力度(単位を kN/m^2 とし、整数未満の端数を切り捨てる。) 若し	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法

			くは許容支持力(単位をkN／本とし、整数未満の端数を切り捨てる。)及び地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法(地盤改良を行った場合、又は行う場合は、その方法を含む。)を明示する。		
	1—7 基礎の構造方法及び形式等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	直接基礎にあっては基礎の構造方法及び形式を、杭基礎にあっては杭種、杭径(単位をcmとし、整数未満の端数を切り捨てる。)及び杭長(単位をmとし、整数未満の端数を切り捨てる。)を明示する。	基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長
2 火災時の装置設置等級 安 全 に 関 す る こと	2—1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
				等級4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
				等級3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
				等級2	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設

				置かれている
		等級 1		評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
2—2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	共同住宅等(避難階に存する住戸及び他住戸等を同一階等に有しない住戸を除く。)	等級(1、2、3又は4)による。	感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしさ
			等級 4	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
			等級 3	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
			等級 2	他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
			等級 1	その他
2—3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	共同住宅等(避難階に存する住戸及び他住戸等を同一階等に有しない住戸を除く。)	次のイのaからeまでのうち、該当する一の排煙形式及び次のロのaからcまでのうち、該当する一の平面形状を明示する。この場合において、ロのcを明示するときは、耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)を等級(1、2又は3)により併せて明示する。 イ. 排煙形式 a. 開放型廊下	避難安全対策(他の住戸等火災時・共用廊下) 排煙形式 平面形状 耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)を等級(1、2又は3)により併せて明示する。 イ. 排煙形式 a. 開放型廊下	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策 共用廊下の排煙の形式 避難に有効な共用廊下の平面形状 避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 火炎を遮る時間が60分相当以上 火炎を遮る時間が20分相当以上 その他

		<ul style="list-style-type: none"> b. 自然排煙 c. 機械排煙(一般) d. 機械排煙(加圧式) e. その他 <p>□ 平面形状</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 通常の歩行経路による2以上の方向への避難が可能 b. 直通階段との間に他住戸等がない c. その他 														
2—4 脱出対策 (火災時)	地上階数3以上の一戸建ての住宅又は共同住宅等(避難階に存する住戸を除く。)	<p>次のイからニまでのうち、該当する脱出対策を明示する。</p> <p>この場合において、ハ又はニを明示するときは、具体的な脱出手段を併せて明示する。</p> <p>イ. 直通階段に直接通ずるバルコニー</p> <p>ロ. 隣戸に通ずるバルコニー</p> <p>ハ. 避難器具</p> <p>ニ. その他</p>	脱出対策(火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策												
2—5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	一戸建ての住宅又は共同住宅等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">等級(1、2又は3)による。</td> <td style="padding: 5px;">耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))</td> <td style="padding: 5px;">延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">等級3</td> <td style="padding: 5px;">火炎を遮る時間が60分相当以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">等級2</td> <td style="padding: 5px;">火炎を遮る時間が20分相当以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">等級1</td> <td style="padding: 5px;">その他</td> </tr> </table>	等級(1、2又は3)による。	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ		等級3	火炎を遮る時間が60分相当以上		等級2	火炎を遮る時間が20分相当以上		等級1	その他		
等級(1、2又は3)による。	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ														
	等級3	火炎を遮る時間が60分相当以上														
	等級2	火炎を遮る時間が20分相当以上														
	等級1	その他														

	2—6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
				等級 4	火熱を遮る時間が60分相当以上
				等級 3	火熱を遮る時間が45分相当以上
				等級 2	火熱を遮る時間が20分相当以上
				等級 1	その他
	2—7 耐火等級 (界壁及び界床)	共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	耐火等級(界壁及び界床)	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
				等級 4	火熱を遮る時間が60分相当以上
				等級 3	火熱を遮る時間が45分相当以上
				等級 2	火熱を遮る時間が20分相当以上
				等級 1	その他
3 劣化の軽減に関すること	3—1 劣化対策 (構造躯体等)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2又は3)による。	劣化対策等級(構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度
				等級 3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
				等級 2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
				等級 1	建築基準法に定める対策が講じられている
4 維持管理・更新への配慮に関すること	4—1 維持管理対策等級(専用配管)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2又は3)による。	維持管理対策等級(専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度
				等級 3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
				等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
				等級 1	その他
	4—2 維持管理	共同住宅等	等級(1、2又は3)	維持管理対策等級	共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理

	対策等級(共用配管)	による。	(共用配管)	(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度
			等級 3	清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
			等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
			等級 1	その他
4—3 更新対策(共用排水管)	共同住宅等	等級(1、2又は3) 及び次のイからホまでのうち、該当する共用排水立管の位置を明示する。 イ. 共用廊下に面する共用部分 ロ. 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ハ. パルコニー ニ. 住戸専用部 ホ. その他	更新対策(共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策
			更新対策等級(共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度
			等級 3	配管が共用部分に設置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
			等級 2	配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている
			等級 1	その他
			共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置
4—4 更新対策(住戸専用部)	共同住宅及び長屋	次のイ及びロに掲げるものを明示する。 イ. 軀体天井高(「○mm以上」と記載する。)を明示する。この場合において、異なる く躯体天井高が存するときは、最も低い部分の空間の内法高さ及び次のaからcまでのうち、当該最も低い部分が	更新対策(住戸専用部)	住戸専用部の間取りの変更を容易とするため必要な対策
			躯体天井高	住戸専用部の構造躯体等の床版等に挟まれた空間の高さ
			住戸専用部の構造 躯体の壁又は柱の有無	住戸専用部の構造躯体等の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるもの有無

			該当する部位を併せて明示する。 a. はり b. 傾斜屋根 c. その他		
			□ 住戸専用部の構 造 柱の有無を明示する。この場合において、構造柱の壁又は柱があるときは、壁又は柱の別を併せて明示する。		
5 溫熱環境・エネルギー消費量に関すること	5—1 断熱等性	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、2、3、4、5、6又は7（7は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。）別表第10に掲げる地域の区分（1、2、3、4、5、6、7又は8。以下「地域の区分」という。）が8地域以外の地域である場合に限る。）による。この場合においては、地域の区分	断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
			等級7	熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている	
			等級6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている	
			等級5	熱損失等のより大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている	
			等級4	熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている	
			等級3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	
			等級2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	
			等級1	その他	

			を併せて明示する。 また、等級 7（地域の区分が 8 地域である場合にあっては等級 6）の場合に、外皮平均熱貫流率（単位をW／(m ² ・K)とし、地域の区分の 8 地域を除く。）及び冷房期の平均日射熱取得率（地域の区分の 1、2、3 及び 4 地域を除く。）を併せて明示することができる。
5—2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、4、5、6、7 又は 8）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級 6、7 又は 8 にあっては、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（単位をM J／(m ² ・年)とする。）及びエネルギー利用効率化設備（基準省令第 2 条第 1 項に定めるエネルギー利用効率化設備をいい、コージェネレーション設備を除く。以下同じ。）による設計一次エネ	一次エネルギー消費量等級
			一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
			等級 8 一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている
			等級 7 一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている
			等級 6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能導基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第 1 項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
			等級 5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
			等級 4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第 5 条第 1 項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている

		ルギー消費量の削減率(単位を%とする。)を併せて明示することができる。	等級 1	その他	
6 空気環境に関すること	6—1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	次のイからハまでのうち、該当するものを明示する。この場合において、口を明示するときは、居室の内装の仕上げ及び居室に係る天井裏等(平成15年国土交通省告示第274号第一第三号に適合しない場合(同号口に該当する場合を除く。)のものに限る。)の下地材等のそれぞれについて、ホルムアルデヒド発散等級(居室の内装の仕上げにあっては1、2又は3、居室に係る天井裏等の下地材等にあっては2又は3)を併せて明示する。 イ. 製材等(丸太及び单層フローリングを含む。)を使用する ロ. 特定建材を使用する ハ. その他の建材を使用する	ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等) ホルムアルデヒド発散等級 等級 3 等級 2 等級 1	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策 居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上) ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上) その他
	6—2 換気対策	一戸建ての	次のイのa又はbの換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去す	

		住宅又は共 同住宅等	うち、該当する居室 の換気対策を明示 し、かつ、次のロの aからcまでのうち、 便所、浴室及び台所 のそれぞれについ て、該当する局所換 気対策を明示する。 この場合において、 イのbを明示すると きは、具体的な換気 対策を併せて明示 する。 イ. 居室の換気対策 a. 機械換気設備 b. その他 ロ. 局所換気対策 a. 機械換気設備 b. 換気のできる 窓 c. なし	居室の換気対策 局所換気対策	るための必要な換気対策 住宅の居室に必要な換気量が確保できる対策 換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のため の対策
6—3 室内空気 中の化学物質の 濃度等	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等	特定測定物質(測定 の対象となるもの に限る。以下同じ。) ごとに、次のイから へまでに掲げるも のを明示する。 イ. 特定測定物質の 名称 ロ. 特定測定物質の 濃度(単位を ppm、ppb、mg/m ³ 、 μg/m ³ その他一 般的に使用され るものとし、平 均の値(測定値	室内空気中の化 物質の濃度等	評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度及び測 定方法	

	<p>が一の場合にあ つては、その値) 又は最高及び最 低の値とする。)</p> <p>ハ. 特定測定物質の 濃度を測定(空 気の採取及び分 析を含む。)する ために必要とす る器具の名称 (空気の採取及 び分析を行う器 具が異なる場合 にあっては、そ れぞれの名称)</p> <p>ニ. 採取を行った年 月日、採取を行 った時刻又は採 取を開始した時 刻及び終了した 時刻並びに内装 仕上げ工事(造 付け家具の取付 けその他これに 類する工事を含 む。)の完了した 年月日</p> <p>ホ. 採取条件(空氣 を採取した居室 の名称、採取中 の室温又は平均 の室温、採取中 の相対湿度又は 平均の相対湿 度、採取中の天 候及び日照の状</p>	
--	--	--

			<p>況、採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況その他特定測定物質の濃度に著しい影響を及ぼすものに限る。)</p> <p>～. 特定測定物質の濃度を分析した者の氏名又は名称(空気の採取及び分析を行った者が異なる場合に限る。)</p>		
7 光・視環境に関すること	7—1 単純開口率	一戸建ての住宅又は共同住宅等	単純開口率(○%以上と記載する。)を明示する。	単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合の大きさ
	7—2 方位別開口比	一戸建ての住宅又は共同住宅等	東面、南面、西面、北面及び真上の各方位について、方位別開口比(○%以上と記載し、当該方位の開口部の面積が0の場合にあっては0%とする。)を明示する。	方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率の大きさ
8 音環境に関すること	8—1 重量床衝撃音対策	共同住宅等	<p>上階の住戸及び下階の住戸との間の界床のそれぞれについて、次のいずれかの方法により明示する。</p> <p>イ. 重量床衝撃音対策等級 　　重量床衝撃音</p>	<p>重量床衝撃音対策</p> <p>重量床衝撃音対策等級</p> <p>等級 5</p>	<p>居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策</p> <p>居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度</p> <p>特に優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の$L_{i,r,H}-50$等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられ</p>

		対策等級が最も低い居室の界床及び最も高い居室の界床について、その等級(1、2、3、4又は5)を明示する。	等級4	ている 優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の $L_{i,r,H}$ —55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
		□. 相当スラブ厚(重量床衝撃音)次に掲げる相当スラブ厚(重量床衝撃音)の数値が最も低い居室の界床及び最も高い居室の界床について、その相当スラブ厚(重量床衝撃音)を明示する。	等級3	基本的な重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の $L_{i,r,H}$ —60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
		a. 27cm以上 b. 20cm以上 c. 15cm以上 d. 11cm以上 e. その他	等級2	やや低い重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の $L_{i,r,H}$ —65等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
		8—2 軽量床衝撃音対策	共同住宅等上階の住戸及び下階の住戸との間の界床のそれぞれについて、次のいずれかの方法により明示する。	等級1 相当スラブ厚(重量床衝撃音) 居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度をコンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ
		i. 軽量床衝撃音対策等級 軽量床衝撃音対策等級が最も低い居室の界床	等級5 等級4	軽量床衝撃音対策 居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策 軽量床衝撃音対策 居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度 特に優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の $L_{i,r,L}$ —45等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている 優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の $L_{i,r,L}$ —50等級相当以

		及び最も高い居室の界床について、その等級(1、2、3、4又は5)を明示する。	等級3	上)を確保するため必要な対策が講じられている
		ロ. 軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造) 次に掲げる軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)の数值が最も低い居室の界床及び最も高い居室の界床について、その軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)を明示する。 a. 30dB以上 b. 25dB以上 c. 20dB以上 d. 15dB以上 e. その他	等級2	基本的な軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の $L_{i,r,L}$ —55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
			等級1	やや低い軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の $L_{i,r,L}$ —60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
			軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)	その他
8—3 透過損失等級(界壁)	共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	透過損失等級(界壁)	居室の界壁の構造による空気伝搬音の遮断の程度
			等級4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格の R_r —55等級相当以上)が確保されている程度
			等級3	優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格の R_r —50等級相当以上)が確保されている程度
			等級2	基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格の R_r —45等級相当以上)が確保

				されている程度
			等級 1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度
8—4 透過損失等級(外壁開口部)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	東面、南面、西面及び北面の各方位について、等級(1、2又は3)による。	透過損失等級(外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度
			等級 3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格の $R_{m(1/3)}$ —25相当以上)が確保されている程度
			等級 2	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格の $R_{m(1/3)}$ —20相当以上)が確保されている程度
			等級 1	その他
9 高齢者等への配慮に関すること	9—1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3、4又は5)による。	高齢者等配慮対策等級(専用部分) 等級 5 等級 4 等級 3 等級 2 等級 1
				住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている 住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている
	9—2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等	等級(1、2、3、4又は5)による。	高齢者等配慮対策等級(共用部分) 等級 5
				共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに

				特に配慮した措置が講じられている	
		等級 4		高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている	
		等級 3		高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている	
		等級 2		高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている	
		等級 1		建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている	
10 防犯に関すること	10—1 開口部の侵入防止対策	一戸建ての住宅又は共同住宅等	住戸の階ごとに、次の表の上欄に掲げる住戸及び同表の中欄に掲げる開口部の区分に応じ、それぞれ外部からの侵入を防止するための対策として同表の下欄に掲げるものから該当するものを明示するとともに、雨戸又はシャッターによってのみ対策が講じられている開口部が含まれる場合は、その旨を明示する。	開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策
		イ. 一戸建ての住宅	a. 住戸の出入口 b. 地面から開口部の下端までの高さが 2m 以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが 2m 以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が 0.9m 以下であるもの (a に該当するものを除く。) c. a 及び b に掲げるも	(i) すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である (ii) その他 (iii) 該当する開口部なし	

		の以外のもの	
ロ. 共同住 宅等(建 物出入口 の存する 階の住 戸)	a. 住戸の出入口 b. 地面から開口部の 下端までの高さ が2m以下、又は、 共用廊下、共用階 段若しくはバル コニー等から開 口部の下端まで の高さが2m以下 であって、かつ、 共用廊下、共用階 段若しくはバル コニー等から當 該開口部までの 水平距離が0.9m 以下であるもの (aに該当するも のを除く。) c. a及びbに掲げるも の以外のもの	(i) すべての 開口部が侵 入防止対策 上有効な措 置の講じら れた開口部 である (ii) その他 (iii) 該当す る開口部な し	
ハ. 共同住 宅等(建 物出入口 の存する 階以外の 階の住 戸)	a. 住戸の出入口 b. 地面から開口部の 下端までの高さ が2m以下、又は 次の(i)若しくは (ii)から開口部 の下端までの高 さが2m以下であ つて、かつ、(i)若 しくは(ii)から 開口部までの水 平距離が0.9m以 下であるもの(a に該当するも のを除く。)	(i) すべての 開口部が侵 入防止対策 上有効な措 置の講じら れた開口部 である (ii) その他 (iii) 該当す る開口部な し	

			(i) 共用廊下又 は共用階段	
			(ii) バルコニ 一等((i)に該 当するものを 除く。)	
			c. a及びbに掲げるも の以外のもの	

別表2—1(既存住宅に係る表示すべき事項等)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字	
現況検査により認められる劣化等の状況に関すること	現況検査により認められる劣化等の状況	現況検査によ一戸建ての住宅又は共用住宅又は共て、それぞれ次に掲げられる方法により明示する。	次のイ及びロについて、それぞれ次に掲げられる劣化等の状況 イ. 部位等・事象別の判定 イ. 部位等・事象別の判定別表2—2の(い)項に掲げる部位又は設備(以下「部位等」という。)のそれぞれについて、同表の(ろ)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたか否か、認められた劣化事象等の名称及び次のaからeまでに掲げるものを明示する。ただし、それぞれの部位	現況検査により認められる劣化等の状況 イ. 部位等・事象別の判定 イ. 部位等・事象別の判定別表2—2の(い)項に掲げる部位又は設備(以下「部位等」という。)のそれぞれについて、同表の(ろ)項に掲げる劣化事象等その他これに類するものが認められたか否か、認められた劣化事象等の名称及び次のaからeまでに掲げるものを明示する。ただし、それぞれの部位	評価対象建築物に認められる詳細な調査又は補修を要する程度の劣化事象等の有無等 評価対象建築物の部位等ごとに認められる詳細な調査又は補修を要する程度の劣化事象等の有無による判定 評価対象建築物に認められる詳細な調査又は補修を要する程度の特定の劣化事象等の有無による現況の総合的な判定

		<p>等が全く確認できず、又は検査における確認の程度がdの</p> <p>④に該当し、かつ、劣化事象等が認められない場合にあっては、当該劣化事象等が認められるか否かを明示しないこととする。</p> <p>a. 部位等の仕上げの種別</p> <p>b. 認められた劣化事象等のうち主たるものとの内容及び箇所</p> <p>c. 検査に用いた器具の名称その他検査の方法</p> <p>d. 同表の(い)項の(1)から(16)までに掲げる部位等ごとの検査における確認の程度で次の①から⑤までに掲げるもののうち該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①　すべて又はほとんど確認できた ②　過半の部分が確認できた ③　過半の部分が確認できなかった ④　ほとんど確認できなかった ⑤　全く確認できな 	
--	--	--	--

				れる	
			□ 蟻害の現況		
			a しろありの蟻道及び被害(複数のしろありが認められることを含む。)が認められない		
			b しろありの蟻道又は被害(複数のしろありが認められることを含む。)が認められる		
個別性能に関することと するに	構造の安定性	1—1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	一戸建ての住宅又は共用住宅等(1)において、等級0によつて、免震建築物であるとされたもとのを除く。)の方法を明示する。	等級(0、1、2又は3)による。この場合の倒壊等防止)	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)
				等級 3	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ
				等級 2	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
				等級 1	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
				等級 0	その他
		1—2 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	一戸建ての住宅又は共用住宅等(1)において、等級0によつて、免震建築物であるとされたもとのを除く。)の方法を明示する。	等級(0、1、2又は3)による。この場合の倒壊等防止)	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)

		級(構造躯体の住宅又は共同住宅等(1)において、等級0によ るときは、その理由を併せて明示する。 築物であるとされたものを除く。)	3)による。この場合の損傷防止)	修理工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
			等級 3	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
			等級 2	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
			等級 1	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
			等級0	その他
1—3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	評価対象建築物が免震建築物であるか否 かを明示する。	その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防 止)	評価対象建築物が免震建築物であるか否 か
1—4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(0、1又は2)による。この場合において、等級0によ るときは、その理由を併せて明示する。	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防 止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等の しにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修理工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
			等級 2	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)

				1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		等級 1		構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		等級0		その他
1—5 耐積雪 等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) 及び損傷防止)	多雪区域に存在する一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(0、1又は2)に由る。この場合において、等級0によるとき又は、その理由を併せて明示する。	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		等級 2		構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		等級 1		構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		等級 0		その他
1—6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	一戸建ての住宅又は共同住宅等	地盤の許容応力度(単位を $k N/m^2$ とし、整数未満の端数を切り捨てる。地盤改良を行った場合、又は行う場	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法

			<p>合は、改良後の数値を記入する。）、杭の許容支持力（単位を k N／本とし、整数未満の端数を切り捨てる。）又は杭状改良地盤の改良後の許容支持力度（単位を k N／m²とし、整数未満の端数を切り捨てる。）若しくは許容支持力（単位を k N／本とし、整数未満の端数を切り捨てる。）及び地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法（地盤改良を行った場合、又は行う場合は、その方法を含む。）を明示する。</p>	
1—7 基礎の一戸建ての構造方法及び形式等	直接基礎にあっては住宅又は共同住宅等	基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長	
2 火災時の安全報装置設置等に関すること	2—1 感知警報装置設置等	一戸建ての等級(0、1、2、3又は4)による。	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
			等級 4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警

				報を発するための装置が設置されている
		等級 3		評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		等級 2		評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		等級 1		評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		等級 0		その他
2—2 感知警報装置設置等(避難階に存在する住戸等)災時)	共同住宅等(他住戸等火災時)	等級(1、2、3又は4)による。 及び他住戸等を同一階等に有しない住戸を除く。)	感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
			等級 4	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
			等級 3	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
			等級 2	他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
			等級 1	その他
2—3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	共同住宅等(避難階に存在する住戸及び他住戸)	次のイのaからeまでのうち、該当する一の排煙形式及び次のロ下)	避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易するために共用廊下に講じられた対策

			排煙形式	共用廊下の排煙の形式
		等を同一階該当する一の平面形 等に有しな状を明示する。この場 い住戸を除合において、ロのcを く。) 明示するときは、耐火 等級(避難経路の隔壁 の開口部)を等級(1、 2又は3)により併せ て明示する。 イ. 排煙形式 a. 開放型廊下 b. 自然排煙 c. 機械排煙(一般) d. 機械排煙(加圧 式) e. その他 ロ. 平面形状 a. 通常の歩行経路 による2以上の 方向への避難が 可能 b. 直通階段との間 に他住戸等がな い c. その他	平面形状 耐火等級(避難経路の隔壁の開口部) 等級 3 等級 2 等級 1	避難に有効な共用廊下の平面形状 避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 火炎を遮る時間が60分相当以上 火炎を遮る時間が20分相当以上 その他
2—4 脱出対策(火災時)	地上階数3以上の一戸建ての住宅又は共同住宅等(避難住戸を除く。)	次のイからニまでのうち、該当する脱出対策を明示する。この場合において、ハ又はニを明示するときは、具體的に存する体的な脱出手段を併せて明示する。	脱出対策(火災時) イ. 直通階段に直接通ずるバルコニー ロ. 隣戸に通ずるバルコニー ハ. 避難器具	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策

		ニ. その他		
2—5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2又は3)による。	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ
			等級 3	火炎を遮る時間が60分相当以上
			等級 2	火炎を遮る時間が20分相当以上
			等級 1	その他
2—6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
			等級 4	火熱を遮る時間が60分相当以上
			等級 3	火熱を遮る時間が45分相当以上
			等級 2	火熱を遮る時間が20分相当以上
			等級 1	その他
2—7 耐火等級(界壁及び界床)	共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	耐火等級(界壁及び界床)	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
			等級 4	火熱を遮る時間が60分相当以上
			等級 3	火熱を遮る時間が45分相当以上
			等級 2	火熱を遮る時間が20分相当以上
			等級 1	その他
3 劣化対策等級(構造躯体等)の軽減に関すること	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(0、1、2又は3)による。この場合において、等級0によるとときは、その理由を併せて明示する。また中性化深さの測定を行った場合にはあっては、その旨を明示する。	劣化対策等級(構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度
			等級 3	劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、通常想定される自然条件及び維持管理の条件下で、3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
			等級 2	劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、通常想定される自然条件及び維持管理の条件下で、2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を

					伸長するため必要な対策が講じられている
			等級 1	劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、建築基準法に定める対策が講じられている	
			等級0	その他	
4 維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	一戸建ての同住宅又は共同住宅等	等級(1、2又は3)による。	維持管理対策等級(専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度
				等級 3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
				等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
				等級 1	その他
				維持管理対策等級(共用配管)	共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度
	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	共同住宅等	等級(1、2又は3)による。	等級 3	清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
				等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
				等級 1	その他
				更新対策(共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策
			等級(1、2又は3)及び次のイからホまでのうち、該当する共用排水立管の位置を明示する。	更新対策等級(共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度
	4-3 更新対策(共用排水管)	共同住宅等	イ. 共用廊下に面する共用部分	等級 3	配管が共用部分に設置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
			ロ. 外壁面、吹き抜け	等級 2	配管が共用部分に設置されている等、更

			等の住戸外周部 ハ. バルコニー ニ. 住戸専用部 ホ. その他	新を行うための基本的な措置が講じられている 等級 1 共用排水立管の位置	新を行うための基本的な措置が講じられている その他 共用排水立管が設置されている位置
4—4 更新対策（住戸専用部）	共同住宅及び長屋部	次のイ及びロに掲げるものを明示する。 イ. 転体天井高（「〇mm以上」と記載する。） を明示する。この場合において、異なる転体天井高が存するときは、最も低い部分の空間の内法高さ及び次のaからcまでのうち、当該最も低い部分が該当する部位を併せて明示する。 a. はり b. 傾斜屋根 c. その他 ロ. 住戸専用部の構造転体の壁又は柱の有無を明示する。この場合において、構転体の壁又は柱があるときは、壁又は柱の別を併せて明示する。	更新対策（住戸専用部） イ. 転体天井高 ロ. 住戸専用部の構造 転体の壁又は柱の有無	住戸専用部の間取りの変更を容易とするため必要な対策 住戸専用部の構造転体等の床版等に挟まれた空間の高さ 住戸専用部の構造転体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるもの有無	住戸専用部の間取りの変更を容易とするため必要な対策 住戸専用部の構造転体等の床版等に挟まれた空間の高さ 住戸専用部の構造転体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるもの有無
5 温熱エネルギー消費量に関すること	環境・エネルギー消費量に関すること	5—1 断熱等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、2、3、4、5、6又は7（7は地域の区分が8地域以外の地域である場合に限る。））による。 この場合においては、	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度 断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている

		地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由を併せて明示する。また、等級7（地域の区分が8地域である場合にあっては等級6）の場合に、外皮平均熱貫流率（単位をW／(m ² ・K)とし、地域の区分の8地域を除く。）及び冷房期の平均日射熱取得率（地域の区分の1、2、3及び4地域を除く。）を併せて明示することができる。	等級6 等級5 等級4 等級3 等級2 等級1	断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている 断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている 断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている 断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている 断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失の小さな削減のための対策が講じられている その他
5—2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての同住宅等	等級（1、3、4、5、6、7又は8）による。 この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由を併せて明示する。また、等級6、7又は8にあっては、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（単位を	一次エネルギー消費量等級 等級8 等級7 等級6	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度 一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている 一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている 一次エネルギー消費量に大きく影響する

		M J / (m ² ・年) とする。) 及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（単位を%とする。）を併せて明示することができる。	と見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている		
		等級 5	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている		
		等級 4	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている		
		等級 3	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の一定程度の削減のための対策が講じられている		
		等級 1	その他		
6 空気環境に關すること	6—2 換氣対策	一戸建ての住宅又は共同住宅等	便所、浴室及び台所のそれぞれについて、次のイからハまでのうち、該当する局所換気対策を明示する。 イ. 機械換気設備 ロ. 換気のできる窓 ハ. なし	局所換気設備	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための設備
6—3 室内空気	一戸建ての	特定測定物質(測定の	室内空気中の化学物質の濃度	評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度	

			及び測定方法
気中の化学物質の濃度等	住宅又は共同住宅等	<p>対象となるものに限る。以下同じ。)ごとに、次のイからヘまでに掲げるものを明示する。</p> <p>イ. 特定測定物質の名称</p> <p>ロ. 特定測定物質の濃度(単位をppm、ppb、mg／m³、μg／m³その他一般的に使用されるものとし、平均の値(測定値が一の場合にあっては、その値)又は最高及び最低の値とする。)</p> <p>ハ. 特定測定物質の濃度を測定(空気の採取及び分析を含む。)するために必要とする器具の名称(空気の採取及び分析を行う器具が異なる場合にあっては、それぞれの名称)</p> <p>ニ. 採取を行った年月日並びに採取を行った時刻又は採取を開始した時刻及び終了した時刻</p> <p>ホ. 採取条件(空気を採取した居室の名称、当該居室に存する家具(造付け家具を除く。)、カーテン</p>	

		<p>その他これらに類するものの名称、採取中の室温又は平均の室温、採取中の相対湿度又は平均の相対湿度、採取中の天候及び日照の状況、採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況その他の特定測定物質の濃度に著しい影響を及ぼすものに限る。)</p> <p>～. 特定測定物質の濃度を分析した者の氏名又は名称(空気の採取及び分析を行った者が異なる場合に限る。)</p>	
6—4 石綿含有建材の有無等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	<p>次のイ及びロに掲げる建材の有無並びに無等</p> <p>次のイからハまでに掲げる建材ごとの次のaからfまでに掲げるものを明示する。</p> <p>イ. 吹き付け石綿(囲い込み又は封じ込めの飛散防止のための措置が施されているものを除く。) ロにおいて同じ。)</p> <p>ロ. 吹き付けロックウール</p> <p>ハ. イ及びロ以外の建材のうち測定を行</p>	<p>評価対象住戸における飛散のおそれのある吹き付け石綿及び吹き付けロックウールの有無並びに測定する建材ごとの石綿含有率等</p>

			<p>うもの</p> <p>a. 建材の名称</p> <p>b. 建材における石綿含有率(単位を%とする。)</p> <p>c. 建材の使用部位</p> <p>d. 採取条件(試料を採取した建築物の名称及び施工年(石綿含有建材の施工時期が分かる場合はその施工年)、試料の採取部位及び場所、試料の大ささ、採取方法、採取を行った年月日その他測定の対象となる石綿含有建材における石綿含有率等に著しい影響を及ぼすものに限る。)</p> <p>e. 分析条件(試料粉碎方法、使用した分析機器、分析方法、残さ率、検出下限、定量下限、分析年月日その他測定の対象となる石綿含有建材における石綿含有率等に著しい影響を及ぼすものに限</p>	
--	--	--	--	--

		<p>る。)</p> <p>f. 石綿含有建材における石綿含有率を分析した者の氏名又は名称(建材の採取及び測定を行った者が異なる場合に限る。)</p>		
6—5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	一戸建ての同住宅等	<p>居室等ごとに次のイからホまでに掲げるものを明示する。</p> <p>イ. 空気中の石綿の粉じん濃度(単位をf／lとし、測定した濃度の平均値又は最高及び最低の値とする。)</p> <p>ロ. 採取を行った年月日並びに採取を開始した時刻及び終了した時刻</p> <p>ハ. 採取条件(空気を採取した居室等の名称、採取を行った居室内の位置又はその近傍における採取中の平均の室温及び平均の相対湿度、採取中の天候及び日照の状況、採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況その他石綿の粉じんの濃度に著しい影響を及</p>	室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	評価対象建築物の居室等における空気中の石綿の粉じんの濃度及び測定方法

			<p>ぼすものに限る。)</p> <p>ニ. 分析条件(空気中の石綿の粉じんの濃度を測定(空気の採取及び分析を含む。)するために使用した顕微鏡等の器具の種類、計測視野数、定量下限その他石綿の粉じんの濃度に著しい影響を及ぼすものに限る。)</p> <p>ホ. 石綿の粉じんの濃度を分析した者の氏名又は名称(空気の採取及び分析を行った者が異なる場合に限る。)</p>	
7 光・視環境に関すること	7—1 単純開口率	一戸建ての住宅又は共同住宅等	単純開口率(○%と記載する。)を明示する。	単純開口率 居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合の大きさ
	7—2 方位別開口比	一戸建ての住宅又は共同住宅等	東面、南面、西面、北面及び真上の各方位について、方位別開口比(○%と記載する。)を明示する。	方位別開口比 居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率の大きさ
9 高齢者等への配慮に関すること	9—1 高齢者等への配慮対策等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(0、1、2、3、4又は5)による。 等級(専用部分) 等級 5 等級 4	高齢者等配慮対策等級(専用部分) 等級 5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす

				使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている
			等級 3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている
			等級 2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている
			等級 2 ⁻	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置の一部が講じられている
			等級 1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている
			等級0	その他
9—2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等	等級(0、1、2 ⁻ 、2、3、4又は5)による。	高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度
			等級 5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている
			等級 4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている
			等級 3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている
			等級 2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている
			等級 2 ⁻	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置の一部が講じられている

				等級 1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている
				等級 0	その他
10 防犯 こと	10—1 開口部 に関する こと 策	一戸建て は共同住 宅等	住戸の階ごとに、次の表の上欄に掲げる住戸及び同表の中欄に掲げる開口部の区分に応じ、それぞれ外部からの侵入を防止するための対策として同表の下欄に掲げるものから該当するものを明示するとともに、雨戸又はシャッターによってのみ対策が講じられる開口部が含まれる場合は、その旨を明示する。	開口部の 侵入防止 行為による外部から の侵入を防止するた めの対策	通常想定される侵入 行為による外部から の侵入を防止するた めの対策
		イ. 一戸建 ての住宅	a. 住戸の出入口 b. 地面から開口部 の下端までの高 さが 2m 以下、又 は、バルコニー 等から開口部の 下端までの高さ が 2m 以下であ って、かつ、バ ルコニー等から 当該開口部まで の水平距離が 0.9m 以下である もの(aに該当す るもの)を除く。) c. a及びbに掲げる もの以外のもの	(i) すべての 開口部が侵 入防止対策 上有効な措 置の講じら れた開口部 である (ii) その他 (iii) 該当す る開口部な し	
		ロ. 共同住宅 等(建物 の住戸)	a. 住戸の出入口 b. 地面から開口部 の下端までの高 さが 2m 以下、又 は、共用廊下、 共用階段若しく はバルコニー等 から開口部の下 端までの高さが	(i) すべての 開口部が侵 入防止対策 上有効な措 置の講じら れた開口部 である (ii) その他 (iii) 該当す	

				2m以下であつて、かつ、共用廊下、共用階段若しくはバルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。) c. a及びbに掲げるものの以外のもの	る開口部なし	
ハ. 共同住宅	a. 住戸の出入口 等(建物 出入口の 存する階 以外の階 の住戸)	a. 住戸の出入口 等(建物 出入口の 存する階 以外の階 の住戸)	(i) すべての 開口部が侵 入防止対策 上有効な措 置の講じら れた開口部 である (ii) その他 下であって、か つ、(i)若しくは (ii)から開口部 までの水平距離 が0.9m以下であ るもの(aに該當 するものを除 く。) (i) 共用廊下 又は共用階 段 (ii) バルコニ ー等((i)に 該当するも のを除く。) c. a及びbに掲げる	(i) すべての 開口部が侵 入防止対策 上有効な措 置の講じら れた開口部 である (ii) その他 下であって、か つ、(i)若しくは (ii)から開口部 までの水平距離 が0.9m以下であ るもの(aに該當 するものを除 く。) (i) 共用廊下 又は共用階 段 (ii) バルコニ ー等((i)に 該当するも のを除く。) c. a及びbに掲げる		

				もの以外のもの					

この表において「特定劣化事象等」とは、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の11—1(2)イ②に規定する特定劣化事象等をいう。

別表2—2(部位等ごとの劣化事象等)

(い)	(ろ)	
部位等	劣化事象等	
(1) 基礎のうち 屋外に面する部分 (壁又は柱と異なる仕上げとなつて いる場合に限る。)	(a) コンクリート直仕上げによる仕 上げの場合	幅が0.5mm以上のものその他の著しいひび割れ又は深さが20mm以上の ものその他の著しい欠損
	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕 上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は仕上げ部分の著しい剥がれ
	(c) その他の仕上げの場合	(a)又は(b)の場合における劣化事象等に準じるもの
(2) 壁、柱、基礎 (屋外に面する部 分が壁又は柱と同 一の仕上げとなっ ている場合に限 る。)及び梁のうち 屋外に面する部分	(a) コンクリート直仕上げによる仕 上げの場合	幅が0.5mm以上のものその他の著しいひび割れ、深さが20mm以上の のその他の著しい欠損、シーリング材の破断若しくは接着破壊(片側 が室内である部分に限る。以下同じ。)、手すり(転落防止のためのもの に限る。以下同じ。)の著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支 持する部分の著しい腐食等(当該部分が金属である場合にあっては腐 食、木材である場合にあっては腐朽等、コンクリートその他これに類 するものである場合にあってはひび割れをいう。以下同じ。)
	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕 上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、仕上げ部分の著しい浮き若しくは剥が れ、シーリング材の破断若しくは接着破壊、手すりの著しいぐらつき 又は手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等
	(c) サイディングボードその他の板 状の仕上げ材による仕上げの場合	仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ、仕上げ材(金属であるも のに限る。)の著しい腐食、シーリング材の破断若しくは接着破壊、手 すりの著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支持する部分の著 しい腐食等
	(d) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、仕上げ材の著しい浮き若しくは剥がれ、 シーリング材の破断若しくは接着破壊、手すりの著しいぐらつき又は 手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等
	(e) その他の仕上げの場合	(a)から(d)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(3) 屋根	(a) 粘土瓦、厚形スレート又は住宅 屋根用化粧スレートによる仕上げ の場合	仕上げ材の著しい割れ、欠損、ずれ又は剥がれ
	(b) 金属系の屋根ふき材(基材が鋼)	仕上げ材の著しい腐食

	板であるものに限る。)による仕上げの場合	
	(c) アスファルト防水(保護層を有するものに限る。)による場合	保護層(コンクリートであるものに限る。)の著しいせり上がり
	(d) アスファルト防水(保護層を有するものを除く。)又は改質アスファルト防水による場合	防水層の破断又はルーフィングの接合部の剥離(防水層が単層である改質アスファルト防水による場合に限る。)
	(e) シート防水による場合	防水層の破断又はシートの接合部の剥離
	(f) 塗膜防水による場合	防水層の破断
	(g) その他の防水方法の場合	(a)から(f)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(4) 壁、柱及び梁のうち屋内に面する部分(専用部分)	(a) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は壁若しくは柱における6／1,000以上の傾斜(鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の部分を除く。以下同じ。)
	(b) 化粧石こうボードその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	漏水等の跡、仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ、仕上げ材(金属であるものに限る。)の著しい腐食又は壁若しくは柱における6／1,000以上の傾斜
	(c) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は壁若しくは柱における6／1,000以上の傾斜
	(d) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は壁若しくは柱における6／1,000以上の傾斜
	(e) その他の仕上げの場合	(a)から(d)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(5) 壁、柱及び梁のうち屋内に面する部分(共用部分)	(a) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	幅が0.5mm以上のものその他の著しいひび割れ、深さが20mm以上のもののその他の著しい欠損又は漏水等の跡
	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は仕上げ部分の著しい浮き若しくは剥がれ
	(c) サイディングボードその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	漏水等の跡、仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ又は仕上げ材(金属であるものに限る。)の著しい腐食
	(d) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は仕上げ材の著しい浮き若しくは剥がれ
	(e) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は漏水等の跡
	(f) その他の仕上げの場合	(a)から(e)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(6) 屋内の床(専用部分)	(a) フローリングその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	著しい沈み、6／1,000以上の傾斜(居室に存するものに限る。以下同じ。)又は仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ
	(b) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、著しい沈み、6／1,000以上の傾斜又は

		仕上げ材の著しい剥がれ
	(c) その他の仕上げの場合	(a) 又は(b)の場合における劣化事象等に準じるもの
(7) 床(共用部分)	(a) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	幅が0.5mm以上のものその他の著しいひび割れ又は深さが20mm以上のもののその他著しい欠損
	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は仕上げ部分の著しい剥がれ
	(c) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は仕上げ材の著しい剥がれ
	(d) 板状の仕上げ材による仕上げの場合	仕上げ材の著しい割れ、欠損又は剥がれ
	(e) その他の仕上げの場合	(a)から(d)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(8) 天井(専用部分)	(a) 石こうボードその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	漏水等の跡、仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ又は仕上げ材(金属であるものに限る。)の著しい腐食
	(b) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は漏水等の跡
	(c) その他の仕上げの場合	(a) 又は(b)の場合における劣化事象等に準じるもの
(9) 天井(共用部分)及び軒裏	(a) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は漏水等の跡
	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は仕上げ部分の著しい浮き若しくは剥がれ
	(c) サイディングボードその他の板状の仕上げ材による仕上げの場合	漏水等の跡、仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ又は仕上げ材(金属であるものに限る。)の著しい腐食
	(d) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は漏水等の跡
	(e) その他の仕上げの場合	(a)から(d)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(10) 階段(専用部分)	構造体の著しい欠損若しくは腐食等、踏面の著しい沈み、欠損若しくは腐食等、手すりの著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等	
(11) 階段(共用部分)	構造体の著しい欠損若しくは腐食等、踏面の著しい沈み、欠損若しくは腐食等、手すりの著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等	
(12) バルコニー	床の著しい沈み、欠損、腐食等若しくは防水層の破断(直下が屋内である場合に限る。)、支持部分の欠損若しくは腐食等(直下が屋内ではない場合に限る。)、手すりの著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等	
(13) 屋外に面する開口部(雨戸、網戸及び天窓を除く。)	建具の周囲の隙間、建具の著しい開閉不良、手すりの著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等	

(14) 雨樋	破損
(15) 土台及び床組	土台若しくは床組(木造のものに限る。)の接合部の著しい割れ又は床組(鉄骨造のものに限る。)の著しい腐食
(16) 小屋組	雨漏り等の跡、小屋組(木造のものに限る。)の接合部の著しい割れ又は小屋組(鉄骨造のものに限る。)の著しい腐食
(17) 給水設備 (専用部分)	漏水、赤水又は給水流量の不足
(18) 給水設備 (共用部分)	漏水、給水管の著しい腐食、受水槽若しくは給水ポンプの著しい損傷若しくは腐食又は受水槽若しくは給水泵ポンプを支持する部分の著しい損傷若しくは腐食
(19) 排水設備 (専用部分)	漏水、排水の滞留、浄化槽(地上に存する部分に限る。)の著しい損傷若しくは腐食(一戸建ての住宅に限る。)又は浄化槽のばっ気装置(地上に存する部分に限る。)の著しい作動不良(一戸建ての住宅に限る。)
(20) 排水設備 (共用部分)	漏水、排水管の著しい腐食、浄化槽(地上に存する部分に限る。)の著しい損傷若しくは腐食又は浄化槽のばっ気装置(地上に存する部分に限る。)の著しい作動不良
(21) 給湯設備 (専用部分)	漏水又は赤水
(22) 給湯設備 (共用部分)	漏水、給湯管の著しい腐食、給湯管の保温材の脱落又は熱源装置の著しい損傷若しくは腐食
(23) 機械換気設備 (専用部分)	作動不良又は当該換気設備に係るダクトの脱落
(24) 換気設備 (共用部分)	換気ファンの作動不良又は排気ガラリの閉鎖若しくは著しい腐食
(25) (1)から (24)までに掲げる 部位等	腐朽等(木造の構造部分を有する住宅に認められるものに限る。)、蟻害(木造の構造部分を有する住宅に認められるものに限る。)又は鉄筋の露出(鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の住宅に認められるものに限る。)

附 則

- この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- この告示の施行に伴い、日本住宅性能表示基準(平成 12 年建設省告示第 1652 号)は、廃止する。
- 評価方法基準(平成 13 年国土交通省告示第 1347 号)附則第 3 項及び第 4 項の規定が適用される住宅については、日本住宅性能表示基準(平成 12 年建設省告示第 1652 号)に従って性能の表示を行わなければならない。

附 則 (平成26年2月25日消費者庁・国土交通省告示第1号)

- この告示は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条中別表 1 の 5 の改正規定は、平成 27 年

- 4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この告示による改正後の日本住宅性能表示基準別表1の5の5－1の規定は、住宅性能評価については平成26年2月25日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成26年2月25日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成26年2月25日以降に試験がされる特別評価方法認定から、それぞれ適用することを妨げない。この場合において、平成27年3月31日までの間は、当該住宅性能評価における「断熱等性能等級」は「省エネルギー対策等級」とみなすことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この告示による改正後の日本住宅性能表示基準別表1の5の5－2の規定は、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成26年10月1日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成26年10月1日以降に試験がされる特別評価方法認定から、それぞれ適用するものとする。
- 4 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 5 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価に係る住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月29日消費者庁・国土交通省告示第1号）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 日本住宅性能表示基準別表1の5－1及び5－2に係るこの告示の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53条）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 4 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月21日消費者庁・国土交通省告示第3号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日消費者庁・国土交通省告示第1号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

附 則（令和3年12月1日消費者庁・国土交通省告示第1号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月25日消費者庁・国土交通省告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年11月7日消費者庁・国土交通省告示第2号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表1の5の(は)及び別表2-1の5の(は)の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年7月17日消費者庁・国土交通省告示第二号)

この告示は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。

附 則 (令和7年9月1日消費者庁・国土交通省告示第一号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和七年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にされた申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例に

よる。

- 3 次に掲げる住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。
 - 一 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅
 - 二 前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅